

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合 の贈与税の非課税に関するQ & A

令和5年5月
国税庁

目次

1 制度全体に関するQ & A

- [Q 1-1] 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「教育資金の非課税」といいます。）」とはどのような特例ですか。…………… 4
- [Q 1-2] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから主に教育資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに教えてください。…………… 7
- [Q 1-3] 教育資金とは、具体的にはどのようなものですか。…………… 9

2 教育資金管理契約に係る口座の開設時等に関するQ & A

- [Q 2-1] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続きを行えばよいのですか。…………… 11
- [Q 2-2] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。…………… 12
- [Q 2-3] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、いくらですか。また、その限度額の判定は、どのように行うのですか。…………… 13
- [Q 2-4] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたいのですが、所得に関する要件とはどのようなものですか。…………… 14
- [Q 2-5] 令和3年4月1日に祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し「教育資金の非課税」の特例の適用を受けましたが、非課税の限度額を使い切っていなかったため、令和5年6月1日に追加で祖父から書面による贈与により取得した700万円の金銭を、「教育資金の非課税」の特例の適用に係る口座に入金しようと考えています。この700万円について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。また、適用を受けるためにはどのような手続きを行えばよいのですか。…………… 15
- [Q 2-6] [Q 2-5] のケースで、1,000万円の口座に係る教育資金管理契約について、その1,000万円を使い切って、一旦その契約が終了した後に700万円の贈与を受けた場合はどのようになりますか。…………… 16
- [Q 2-7] 教育資金管理契約を終了することなく2つの教育資金管理契約を締結（1つ目：A銀行で令和5年4月に締結、2つ目：B銀行で令和5年7月に締結）し、それぞれについて教育資金非課税申告書を提出（教育資金管理契約の締結日にそれぞれ提出）

	して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。	17
3	教育資金管理契約に係る口座からの払出し及び教育資金の支払時に関するQ & A	
	[Q 3-1] 教育資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。	18
	[Q 3-2] 「教育資金支出額」の計算はどのように行いますか。	20
4	教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合のQ & A	
	[Q 4-1] 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合の教育資金に係る課税関係の概要について教えてください。	22
	[Q 4-2] 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合、取扱金融機関には、どのような手続を行えばよいのですか。	24
	[Q 4-3] 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡して、教育資金に係る相続税の課税関係が生じた場合、どのようなときに相続税の申告が必要となりますか。	27
	[Q 4-4] 管理残額の計算はどのように行うのですか。	28
	[Q 4-5] 私は、令和5年7月1日に祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなり、亡くなった日における管理残額は500万円でした。私の場合、管理残額を祖父から遺贈により取得したものとみなされ、祖父の死亡に係る相続税の計算を行うこととなりますが、私は、上記の管理残額以外に祖父から相続又は遺贈により財産を取得していません。また、私は、祖父から毎年現金200万円の贈与を受けて、暦年課税による贈与税の申告をしています。祖父の相続開始前3年以内に祖父から贈与によって取得した財産の価額は、私の相続税の課税価格の計算に当たり加算されますか。	32
	[Q 4-6] 私は[Q 4-5]のケースで、贈与者の死亡に係る相続税の申告が必要です。私は、贈与者の孫で、贈与者の相続に関して代襲して相続人となった者ではありません。相続税の計算に当たり相続税額の2割加算（相続税法第18条）の適用がありますか。	33
	[Q 4-7] 私は[Q 4-5]のケースで、祖父の死亡のときに23歳未満であったため、祖父（贈与者）の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるどうかを確認するために必要と認められる書類（確認書類等）を取扱金融機関へ提出しました。しかし、祖父の相続税の期限内申告書の提出期限後に、祖父の相続税の課税価格の合計額に異動がありました。取扱金融機関へ手続が必要となりますか。	36
5	教育資金管理契約の終了に関するQ & A	
	[Q 5-1] 教育資金管理契約は、いつどのような場合に終了するのですか。	37
	[Q 5-2] 教育資金管理契約が終了した場合には、どのような手続を行えばよいのですか。	38
	[Q 5-3] 私は、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けており、この度30歳になりました。現在学校等に在籍しており、引き続き教育資金管理契約を継続したいのですが、どのような手続を行えばよいのですか。	39
	[Q 5-4] 私は、教育資金管理契約が終了したため、贈与税の申告が必要です。どのように贈与税を計算するのですか。	40
6	金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関するQ & A	
	[Q 6-1] 金融機関等は、どのような場合に調書を提出しなければならないのですか。	46

[Q6-2] 金融機関等は、どのような場合に税務署長から通知を受けるのですか。 .. 49

7 参考資料（教育資金非課税申告書等の様式）

別表第十一(一) [教育資金非課税申告書]	50
別表第十一(二) [追加教育資金非課税申告書]	52
別表第十一(三) [教育資金非課税取消申告書]	54
別表第十一(四) [教育資金非課税廃止申告書]	56
別表第十一(五) [教育資金管理契約に関する異動申告書]	58
別表第十一(六) [教育資金管理契約の終了に関する調書]	60

※ 【関係法令等】の略語は、次のとおりです。

措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
平31改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
平31改正令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）
令3改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
令3改正令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）
令5改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）
令5改正令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）

1 制度全体に関するQ & A

[Q 1-1] 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「教育資金の非課税」といいます。）」とはどのような特例ですか。

[A] 平成 25 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、30 歳未満の受贈者（子や孫など）が、教育資金（具体的には [Q 1-3] を参照してください。）に充てるため、取扱金融機関との教育資金管理契約（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号に規定するものをいいます。以下同じです。）に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等（以下「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち 1,500 万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して「教育資金非課税申告書」を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります。

（注）1 「教育資金非課税申告書」の提出など「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるための手続については [Q 2-1] を参照してください。

2 平成 31 年 4 月 1 日以後に受贈者が取得した信託受益権又は金銭等について、その取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません（所得に関する要件については [Q 2-4] を参照してください。）。

3 受贈者が 30 歳未満であれば、新たに追加で取得した信託受益権又は金銭等につき「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができます（具体的には [Q 2-5] を参照してください。）。

なお、教育資金管理契約に係る契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として、その死亡の日における非課税拋出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円が限度となります。）を控除した残額に、一定の期間内にその贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうちこの「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたものに相当する部分の価額がその非課税拋出額のうち占める割合を乗じて算出した金額（以下「管理残額」といいます。「管理残額」の計算については [Q 4-4] を参照してください。）を、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。

（注）1 「非課税拋出額」とは、「教育資金非課税申告書」又は「追加教育資金非課税申告書」に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます（1,500 万円が限度となります。）。

2 「教育資金支出額」とは、取扱金融機関の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます（具体的には [Q 3-2] を参照してください。）。

3 贈与者の死亡の日において平成 31 年 4 月 1 日以後に取得をした信託受益権又は金銭等がない場合など、一定の場合には管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされません（具体的には [Q 4-1] を参照してください。）。

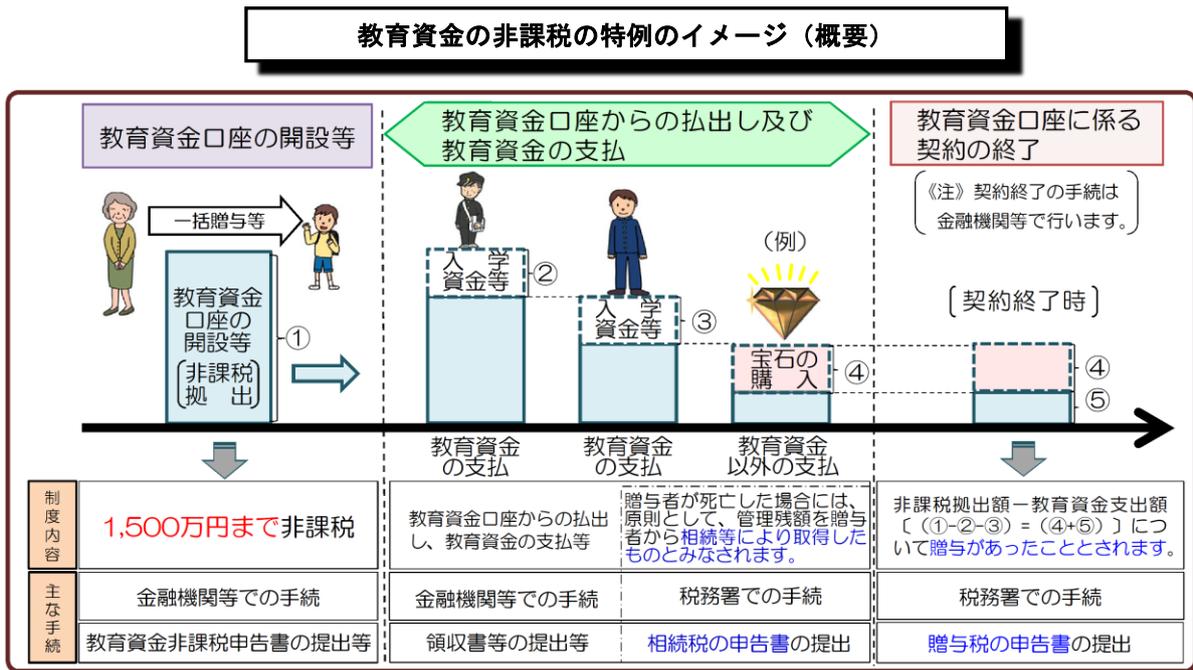
また、教育資金管理契約が終了した場合（契約の終了については [Q 5-1] を、契約

終了時の手続については〔Q5-2〕を参照してください。）において、その教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も含まれます。）を控除した残額があるときは、原則として、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

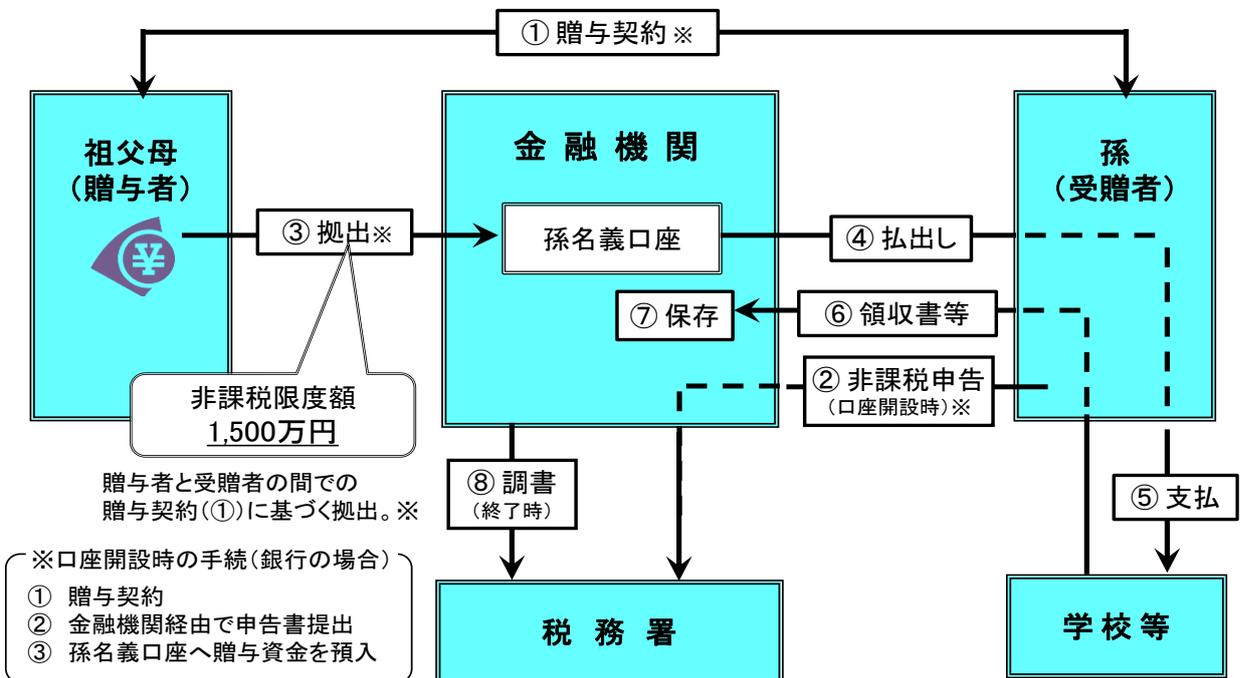
【関係法令等】

措法第70条の2の2第1項～第5項、第12項、第17項

(参考) 教育資金の非課税の特例のイメージ (概要・手続等)



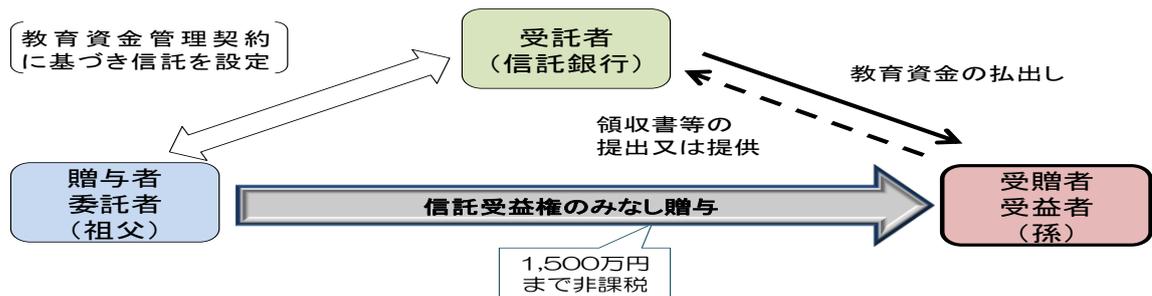
教育資金の一括贈与に係る非課税措置のイメージ



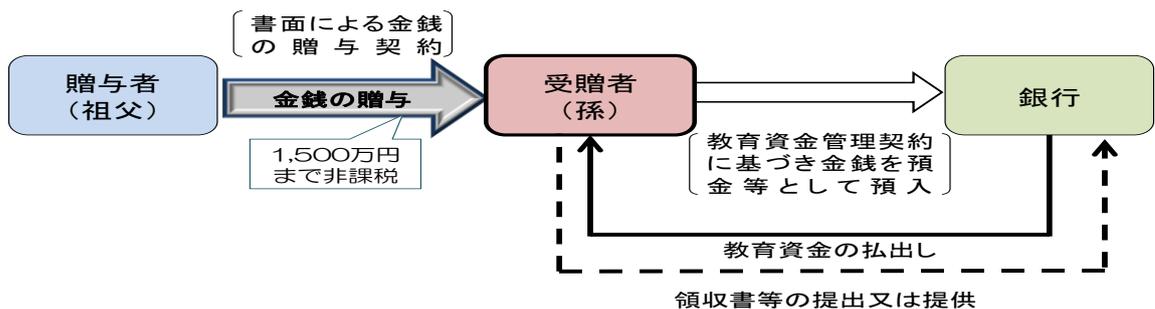
[Q 1-2] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから主に教育資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに教えてください。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる贈与（信託の場合はみなし贈与。以下同じです。）を受けてから教育資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに例を示せば次のとおりとなります。

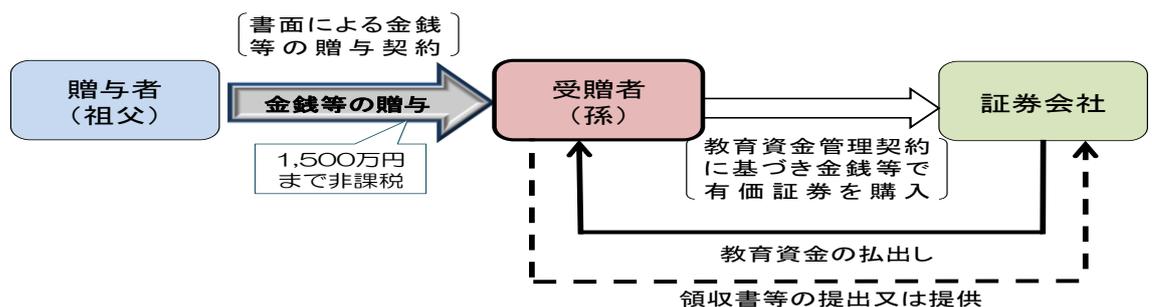
①信託銀行の場合



②銀行の場合



③証券会社の場合



(注) 上記②又は③の場合には、受贈者は贈与により金銭又は金銭等を取得した後2月以内（通常は贈与契約日後2月以内となります。）に、教育資金管理契約に基づき、金銭を預金等として預入をし、又は金銭等で有価証券を購入しなければなりません。

上記③の場合で、贈与者の証券口座から受贈者の証券口座へ有価証券を振替えたときは、有価証券の購入があったものとみなされます。

なお、「金銭等」とは、金銭又は公社債投資信託の受益証券のうち一定のもの（いわゆるMRF又はMMF）をいいます。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項

措令第 40 条の 4 の 3 第 2 項、第 4 項、第 5 項

措規第 23 条の 5 の 3 第 1 項

[Q 1-3] 教育資金とは、具体的にはどのようなものですか。

[A] 教育資金とは、次に掲げる金銭をいいます。

イ 学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で一定のもの

ロ 学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他の教育を受けるために直接支払われる金銭で一定のもの

(注) 1 学校等とは、次に掲げる施設を設置する者をいいます。以下同じです。

- ① 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校
 - ② 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所その他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 2 項に規定するもの
 - ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園(学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所を除きます。)
 - ④ 学校教育法第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に相当する外国の教育施設又はこれらに準ずる外国の教育施設として租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 3 項に規定するもの
 - ⑤ 国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設(水産大学校)、独立行政法人海技教育機構の施設(海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校)、独立行政法人航空大学校及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設(国立看護大学校)
 - ⑥ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校(職業能力開発総合大学校及び障害者職業能力開発校以外は、国若しくは地方公共団体又は職業訓練法人が設置するものに限ります。)
- 2 イの一定のものとは、次に掲げる金銭をいいます。
- ① 入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費
 - ② 入学又は入園のための試験に係る検定料
 - ③ 在学証明、成績証明その他学生等の記録の証明に係る手数料及びこれに類する手数料
 - ④ 学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭
- 3 ロの一定のものとは、次に掲げる金銭であって、教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。ただし、令和元年 7 月 1 日以後に支払われる次の①から④までの金銭で、受贈者が 23 歳に達した日の翌日以後に支払われるものについては、教育訓練を受講するための費用に限ります。
- ① 教育に関する役務の提供の対価
 - ② 施設の使用料
 - ③ スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭
 - ④ ①の役務の提供又は③の指導において使用する物品の購入に要する金銭であ

って、その役務の提供又は指導を行う者に直接支払われるもの

⑤ (注) 2の④の金銭であって、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと学校等が認めたもの

⑥ 通学定期券代

⑦ 外国の教育施設に就学するための渡航費(1回の就学につき1回の往復に要するものに限り、)又は学校等(外国の教育施設を除きます。)への就学に伴う転居に要する交通費であって公共交通機関に支払われるもの(1回の就学につき1回の往復に要するものに限り、)

※ 「教育訓練」とは、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練をいいます。これには、専門実践教育訓練及び一般教育訓練として医療・社会福祉関係、技術・製造関係、情報通信関係、事務関係など、各種の職業資格の取得講座などが指定されています。

教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練講座は、[厚生労働省のホームページ](#)をご確認ください。

4 教育資金及び学校等の範囲について不明な点がある場合には、[文部科学省ホームページ](#)に掲載されている教育資金及び学校等の範囲に関するQ&Aなどをご覧ください。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第2項第1号

措令第40条の4の3第6項～第8項

措規第23条の5の3第2項、第3項

平成25年3月30日文部科学省告示第68号

平成25年3月30日文部科学省・厚生労働省告示第1号

2 教育資金管理契約に係る口座の開設時等に関するQ & A

[Q 2-1] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者(30歳未満の者に限ります。)が、教育資金非課税申告書とその申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日(以下この問において「預入等期限」といいます。)までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等に対し提出(その記載事項の電磁的方法による提供を含みます。以下同じです。)し、受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

- (注) 1 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行う手続はありません。
- 2 教育資金非課税申告書の様式は、50ページのとおりです。
- 3 教育資金非課税申告書の電磁的方法による提供については、取扱金融機関においてその方法に対応していることが必要となりますので、事前に取扱金融機関に確認をしてください。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第3項、第5項、第7項、第8項

[Q 2-2] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、直系尊属から贈与を受ける必要があります。

直系尊属とは、例えば、受贈者の父母、祖父母及び曾祖父母をいいます。したがって、養子縁組による親族関係がある場合（例：受贈者の配偶者の父母の養子となっている場合）を除き、受贈者の配偶者の直系尊属は含まれません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項

民法第 727 条

[Q 2-3] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、いくらですか。また、その限度額の判定は、どのように行うのですか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、受贈者ごとに1,500万円となります。したがって、祖父及び祖母のそれぞれから1,500万円を贈与により取得した場合（合計で3,000万円を取得した場合）であっても、「教育資金の非課税」の特例の対象は1,500万円が限度となりますので、差額の1,500万円につきましては、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第1項

[Q 2-4] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたいのですが、所得に関する要件とはどのようなものですか。

[A] 受贈者が信託受益権又は金銭等を取得した場合において、受贈者のその取得をした日の属する年の前年分の所得税に係る「合計所得金額」が1,000万円を超えるときは、その信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができません（追加で信託受益権又は金銭等を取得した場合（具体的には[Q 2-5]を参照してください。）についても、同様です。）。

なお、平成31年3月31日以前に取得した信託受益権又は金銭等については、このような所得要件はありません。

(注) 1 この要件は、信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額で判定されますので、その前年分の合計所得金額が1,000万円を超えた場合であっても、その後、合計所得金額が1,000万円以下となった年がある場合には、その年の翌年に取得した信託受益権又は金銭等については、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。

2 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額及び山林所得金額を加算した金額をいいます。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については、居住用財産を売却した場合の3,000万円の特別控除の特例などの特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※ 「合計所得金額」については、確定申告書の控えや給与所得の源泉徴収票などから確認できます。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第1項、第4項

平31改正法附則第79条第3項

[Q 2-5] 令和3年4月1日に祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し「教育資金の非課税」の特例の適用を受けましたが、非課税の限度額を使い切っていなかったため、令和5年6月1日に追加で祖父から書面による贈与により取得した700万円の金銭を、「教育資金の非課税」の特例の適用に係る口座に入金しようと考えています。この700万円について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。また、適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。

[A] 非課税の限度額(1,500万円)から既に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるために提出した教育資金非課税申告書に記載した1,000万円を控除した残額(500万円)を限度に、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。その場合、受贈者(30歳未満である者に限ります。)は、追加教育資金非課税申告書とその教育資金非課税申告書に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日(以下この間において「追加資金預入等期限」といいます。)までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、追加教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、追加資金預入等期限までに追加教育資金非課税申告書の提出がない場合や贈与により信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできず、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

お尋ねの場合、上記の残額(500万円)を超える部分である200万円については、贈与により取得した年の翌年(令和6年)の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告を行う必要があります。

- (注) 1 追加教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、追加資金預入等期限までに税務署で行う手続はありません。
- 2 追加教育資金非課税申告書の様式は、52ページのとおりです。
- 3 追加の贈与が当初の贈与者と異なる直系尊属(祖母や父母など)からの場合であっても、追加教育資金非課税申告書を提出する必要があります。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第1項、第4項、第5項

[Q2-6] [Q2-5] のケースで、1,000 万円の口座に係る教育資金管理契約について、その1,000 万円を使い切って、一旦その契約が終了した後に 700 万円の贈与を受けた場合はどのようになりますか。

[A] 非課税の限度額（1,500 万円）から既に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるために提出した教育資金非課税申告書に記載した 1,000 万円を控除した残額（500 万円）を限度に、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。その場合、受贈者（30 歳未満である者に限ります。）は、教育資金非課税申告書をその教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下この間において「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合や贈与により信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできず、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

お尋ねの場合、上記の残額（500 万円）を超える部分である 200 万円については、贈与により取得した年の翌年（令和 6 年）の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告を行う必要があります。

- (注) 1 提出する申告書は「追加教育資金非課税申告書」ではなく「教育資金非課税申告書」となります。
- 2 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行う手続はありません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項、第 3 項～第 5 項

[Q 2-7] 教育資金管理契約を終了することなく2つの教育資金管理契約を締結（1つ目：A銀行で令和5年4月に締結、2つ目：B銀行で令和5年7月に締結）し、それぞれについて教育資金非課税申告書を提出（教育資金管理契約の締結日にそれぞれ提出）して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。

[A] 教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することはできません（2つ目の教育資金管理契約の締結前に、1つ目の教育資金管理契約が終了している場合を除きます。具体的には [Q 2-6] を参照してください。）。

お尋ねの場合、令和5年4月に教育資金非課税申告書を提出して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますが、教育資金非課税申告書を提出した後に再び教育資金非課税申告書を重ねて提出することはできません。したがって、令和5年7月に教育資金非課税申告書を提出して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできず、贈与を受けた金額がその贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されることとなります。

- （注）1 教育資金非課税申告書に係る口座を2以上開設することはできません。
2 教育資金管理契約が終了する要件につきましては、[Q 5-1] を参照してください。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第6項、第16項

3 教育資金管理契約に係る口座からの払出し及び教育資金の支払時に関するQ & A

[Q 3 - 1] 教育資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受ける受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 2 号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るもの及び租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 に規定する結婚・子育て資金の一括贈与の非課税の特例に係る結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書等として取扱金融機関の営業所等に提出したものを除きます。以下「領収書等」といいます。）を、受贈者が選択した方法ごとに定められた次のイ又はロの期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出又は提供しなければなりません。ただし、[Q 5 - 1] のイからニまでに掲げる事由により教育資金管理契約が終了した日において取扱金融機関の営業所等にまだ提出又は提供していない領収書等については、次のイ又はロの期限ではなく、その教育資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までにその領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供しなければなりません。

イ 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法（のみ）をその口座からの払出方法として選択した場合

⇒ 領収書等に記載又は記録がされた支払年月日から 1 年を経過する日

ロ イ以外の方法を教育資金管理契約に係る口座の払出方法として選択した場合

⇒ 領収書等に記載又は記録がされた支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日

(注) 1 上記の「教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの」には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）を含みます。

2 電磁的記録で作成された領収書等を取扱金融機関の営業所等に提供する場合には、その領収書等に記録された教育資金の支払の金額その他の事項について、その取扱金融機関の営業所等がディスプレイの画面への表示ができるように提供しなければならないこととされています。

3 上記本文の領収書等には、「教育資金の非課税」の特例の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日前に支払われた教育資金に係るものや [Q 5 - 1] のイからニまでに掲げる事由により教育資金管理契約が終了する日後に支払われた教育資金に係るものは含まれません。

4 上記イ又はロの選択をした後は、その後において選択の変更はできません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 9 項、第 11 項

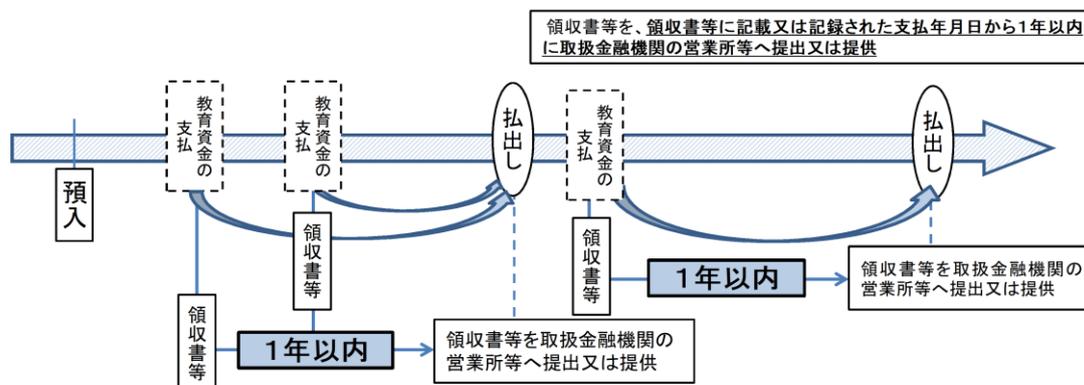
措令第 40 条の 4 の 3 第 15 項～第 17 項

措規第 23 条の 5 の 3 第 10 項

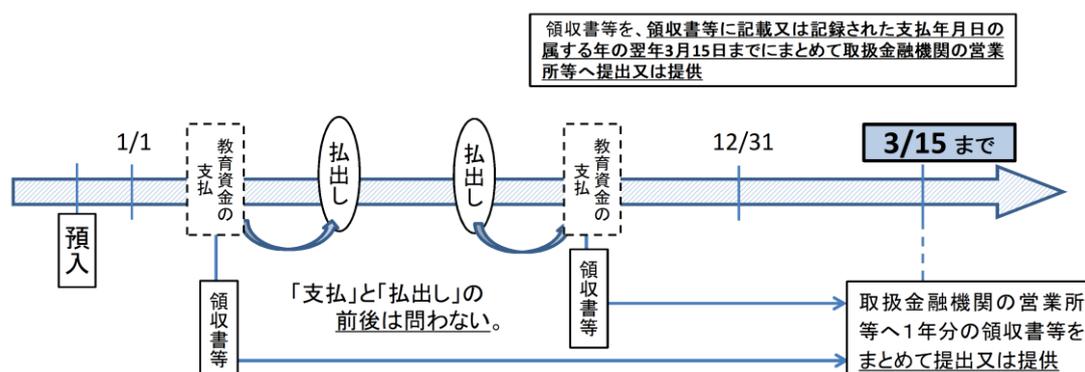
(参考) 領収書等の提出又は提供の時期 (イメージ)

領収書等の提出又は提供の時期

【イの場合】



【ロの場合】



※ ロの方法を選択した場合の注意点

受贈者がロの方法を選択した場合、受贈者がその年中に払い出した金銭の合計額が、その年中に教育資金の支払に充てたものとして提出又は提供された領収書等により取扱金融機関の営業所等が教育資金の支払に充てられたことを確認した金額の合計額を超えるときは、取扱金融機関の営業所等が教育資金支出額として記録する金額は、その領収書等の金額の合計額が限度となります (具体的には [Q3-2] を参照してください。)

例えば、受贈者が12月に金銭の払出しを行い、その金銭を翌年の1月に教育資金の支払に充てた場合には、金銭の払出年と領収書等に記載された支払年が、同一年中とならないことから、その領収書等を翌年の3月15日までに提出又は提供したとしても、12月に払い出した金額は、それに見合う同一年中の領収書等の金額がないことから、教育資金支出額として記録されないこととなります。

[Q3-2] 「教育資金支出額」の計算はどのように行いますか。

[A] 「教育資金支出額」とは、取扱金融機関の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます（教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等の取扱金融機関の営業所等への提出時期等については、[Q3-1]を参照してください。）。

なお、[Q3-1]のロの方法を選択した場合で、その年中に払い出した金銭の合計額が、取扱金融機関の営業所等に提出又は提供された領収書等でその年中に教育資金の支払に充てたことを取扱金融機関の営業所等が確認した金額の合計額を下回るときは、取扱金融機関の営業所等が教育資金支出額として記録する金額は、その払い出した金銭の合計額が限度となります。

(注) 1 上記の教育資金支出額には、「教育資金の非課税」の特例の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日前に支払われた教育資金に係るものや[Q5-1]のイからニまでに掲げる事由により教育資金管理契約が終了する日後に支払われた教育資金に係るものは含まれません。

2 [Q3-1]のロの方法を選択した場合で、取扱金融機関の営業所等が教育資金支出額として記録しようとする金額のうち学校等に支払われる教育資金の額と学校等以外の者に支払われる教育資金の額とがあるときは、まず学校等に支払われる教育資金の額が優先して教育資金支出額として記録され、なおその年中に払い出した金銭の合計額に満たない金額があるときは、学校等以外の者に支払われる教育資金の額のうちその満たない金額が教育資金支出額として記録されることとなります。

3 教育資金管理契約中に贈与者が死亡した場合における管理残額及び教育資金管理契約が終了した場合における贈与税の課税価格に算入される残額の計算において、非課税抛出額から控除される教育資金支出額は、学校等以外の者に支払われる教育資金については、500万円が限度となります。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第2項、第9項～第12項、第17項

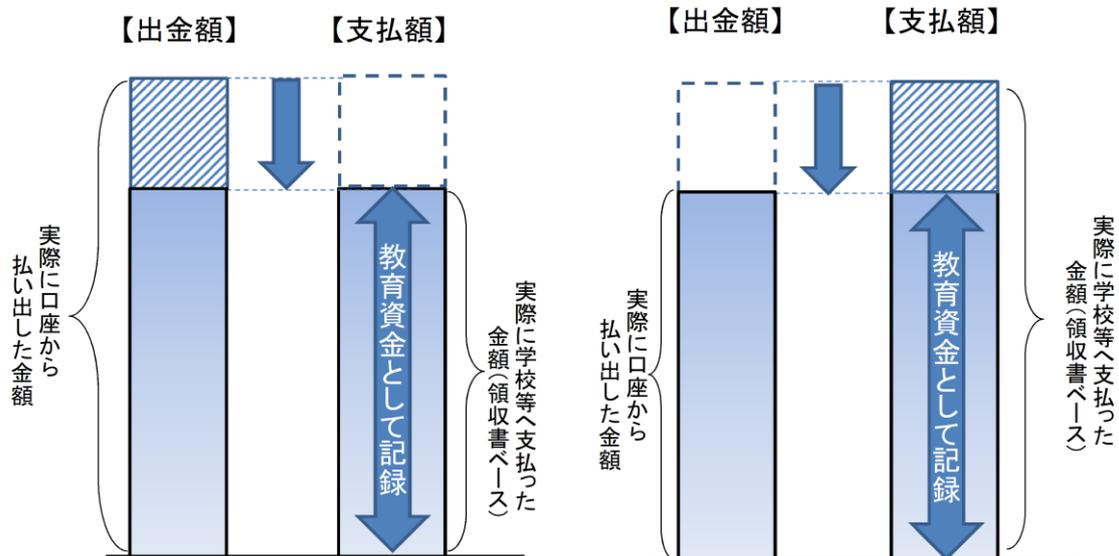
措令第40条の4の3第16項～第18項

(参考) 教育資金支出額として取扱金融機関の営業所等で記録される金額 (イメージ)

教育資金支出額として取扱金融機関の営業所等で記録される金額①

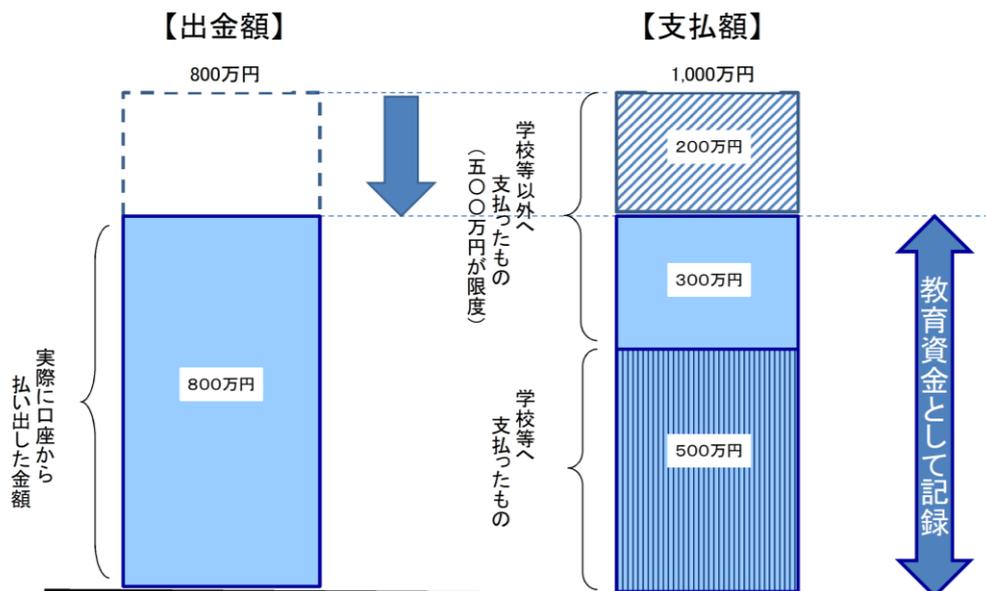
1. 出金額 > 支払額の場合

2. 出金額 < 支払額の場合



教育資金支出額として取扱金融機関の営業所等で記録される金額②

学校等への支払を優先して記録する



○ 学校等以外へ支払う教育費(塾代など)で教育資金として記録する金額は、300万円

4 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合のQ & A

[Q 4-1] 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合の教育資金に係る課税関係の概要について教えてください。

[A] 平成31年4月1日以後に贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた場合において、教育資金管理契約の期間中にその贈与者が死亡したときは、その死亡の日において受贈者が次の①から③のいずれかに該当する場合（②又は③に該当する場合には、その旨を明らかにする書類（具体的には〔Q 4-2〕を参照してください。）を死亡した旨の届出と併せて提出又は提供した場合に限ります。以下「23歳未満である場合等」といいます。）を除き、原則として、その受贈者について、管理残額（管理残額の計算については〔Q 4-4〕を参照してください。）をその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税に関する法令の規定が適用されます（相続税の申告の要否については〔Q 4-3〕を参照してください。）。

ただし、令和5年4月1日以後にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた場合には、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額（管理残額を含めずに計算した各人の課税価格（各人の課税価格の計算は〔Q 4-3〕を参照してください。）の合計額をいいます。以下「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」といいます。）が5億円を超える場合には、管理残額が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税に関する法令の規定が適用されます。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練を受けている場合

（注）1 死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等が次に該当する場合において、その信託受益権又は金銭等のうち「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた部分については、その贈与者の死亡に伴う課税関係は生じません。

- ・ 平成31年3月31日以前に取得をしたもの
- ・ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものではないもの

2 「学校等」や「教育訓練」の範囲については、〔Q 1-3〕を参照してください。

3 受贈者がその相続又は遺贈に係る被相続人（死亡した贈与者）の一親等の血族（その被相続人の直系卑属がその被相続人の相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となったその被相続人の直系卑属を含みます。）でない場合は、その受贈者に係る相続税額のうち令和3年4月1日以後にその被相続人から取得をした信託受益権又は金銭等に対応する管理残額について、相続税の計算に当たり相続税額の2割に相当する金額を加算する規定（相続税法第18条。以下「相続税額の2割加算」といいます。）が適用されず（具体的には〔Q 4-6〕を参照してください。）。

【関係法令等】

- 措法第 70 条の 2 の 2 第 12 項、第 13 項
- 平 31 改正法附則第 79 条第 3 項
- 令 3 改正法附則第 75 条第 3 項
- 令 5 改正法附則第 51 条第 2 項

(参考) 信託受益権又は金銭等の取得時期に応じた贈与者死亡時の相続税の課税関係

	信託受益権又は 金銭等の取得時期	管理残額の相続税課税	相続税額の 2割加算の適用
1	～平成31年3月31日	課税なし	加算なし
2	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	<u>贈与者の死亡前3年以内の取得分に限り、 課税あり</u> (23歳未満である場合等を除く)	加算なし
3	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	<u>課税あり</u> (23歳未満である場合等を除く)	<u>加算あり</u>
4	令和5年4月1日～	<u>課税あり</u> (23歳未満である場合等で、かつ、贈与者に係 る相続税の課税価格の合計額が5億円以下の場 合を除く)	<u>加算あり</u>

[Q 4 - 2] 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合、取扱金融機関には、どのような手続を行えばよいのですか。

[A]

1 平成 31 年 3 月 31 日までにその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けているが、平成 31 年 4 月 1 日以後に取得した信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたことがない場合

「教育資金の非課税」の特例について、贈与者の死亡に伴う特段の手続は必要ありません。

2 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたことがある場合
(次の「3」又は「4」に該当する場合を除きます。)

(1) その信託受益権又は金銭等がその贈与者の死亡前 3 年以内に取得したものでないとき
「教育資金の非課税」の特例について、贈与者の死亡に伴う特段の手続は必要ありません。

(2) その信託受益権又は金銭等がその贈与者の死亡前 3 年以内に取得したものであるとき
その贈与者に係る受贈者は、贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。なお、贈与者が死亡した日以前に支払われた教育資金に係る領収書等で取扱金融機関の営業所等に未提出であるものについても提出又は提供してください。

また、23 歳以上である受贈者が贈与者の死亡の日において次の①又は②に該当する場合には、その旨を明らかにする書類（在籍証明書、学生証、受講案内等）を上記の死亡した旨の届出と併せて提出又は提供することにより、管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされないこととなります（課税関係については [Q 4 - 1] を参照してください。）。

- ① 学校等に在学している場合
- ② 教育訓練を受けている場合

3 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたことがある場合
(次の「4」に該当する場合を除きます。)

その贈与者に係る受贈者は、贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。なお、贈与者が死亡した日以前に支払われた教育資金に係る領収書等で取扱金融機関の営業所等に未提出であるものについても提出又は提供してください。

また、23歳以上である受贈者が贈与者の死亡の日において次の①又は②に該当する場合には、その旨を明らかにする書類（在籍証明書、学生証、受講案内等）を上記の死亡した旨の届出と併せて提出又は提供することにより、管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされないこととなります（課税関係については〔Q4-1〕を参照してください。）。

- ① 学校等に在学している場合
- ② 教育訓練を受けている場合

4 令和5年4月1日以後にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたことがある場合

その贈与者に係る受贈者は、贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。なお、贈与者が死亡した日以前に支払われた教育資金に係る領収書等で取扱金融機関の営業所等に未提出であるものについても提出又は提供してください。

また、23歳以上である受贈者が贈与者の死亡の日において次の①又は②に該当する場合には、その旨を明らかにする書類（在籍証明書、学生証、受講案内等）を上記の死亡した旨の届出と併せて提出又は提供することにより、原則として、管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされないこととなります。

- ① 学校等に在学している場合
- ② 教育訓練を受けている場合

おって、23歳未満である場合等（〔Q4-1〕を参照してください。）に該当する場合には、その贈与者に係る相続税の期限内申告書の提出期限（相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、贈与者の死亡の日）の翌日から10か月）を経過した後、速やかに、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類（以下「確認書類等」といいます。）を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供してください（課税関係については〔Q4-1〕を参照してください。）。

- (注) 1 上記の期限前であっても確認書類等の提出又は提供は可能ですが、この場合、その提出期限以前に、税務署へ期限内申告書の再提出（訂正申告書の提出）をしたときには、受贈者が取扱金融機関の営業所等へ確認書類等を再提出又は再提供する必要がありません。
- 2 上記の贈与者の死亡に伴い提出が必要な書類については、[文部科学省ホームページ](#)をご覧ください。

【関係法令等】

- 措法第70条の2の2第12項、第13項、第15項
- 措令第40条の4の3第20項
- 平31改正法附則第79条第3項
- 令3改正法附則第75条第3項
- 令5改正法附則第51条第2項

(参考) 信託受益権又は金銭等の取得時期による提出書類一覧

	信託受益権又は金銭等の取得時期	①贈与者死亡の届出	②「学校等に在学している場合」又は「教育訓練を受けている場合」に該当する旨を明らかにする書類（在籍証明書、学生証、受講案内等）	③贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるどうか確認するために必要と認められる書類（確認書類等）
1	～平成31年3月31日	不要	不要	不要
2	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	<u>必要</u> (贈与者の死亡前3年以内の取得がある場合に限る)	<u>必要</u> (贈与者の死亡前3年以内の取得がある場合で、かつ、23歳未満である場合等に該当する場合(注1))	不要
3	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	<u>必要</u>	<u>必要</u> (23歳未満である場合等に該当する場合(注1))	不要
4	令和5年4月1日～	<u>必要</u>	<u>必要</u> (23歳未満である場合等に該当する場合(注1))	<u>必要</u> (23歳未満である場合等に該当する場合(注1))

(注) 1 上記②の書類は、23歳以上である受贈者が、「学校等に在学している場合」又は「教育訓練を受けている場合」に提出又は提供する必要があります。

なお、「23歳未満である場合等」については、[Q4-1]を参照してください。

2 死亡した贈与者から複数回に分けて、信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合には、最後にその贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた時期に該当する手続を行う必要があります。

3 上記①及び②の書類については、贈与者の死亡後速やかに提出又は提供する必要があります。また、上記③の書類については、その贈与者に係る相続税の期限内申告書の提出期限(相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、贈与者の死亡の日)の翌日から10か月)を経過した後、速やかに提出又は提供する必要があります。

[Q 4-3] 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡して、教育資金に係る相続税の課税関係が生じた場合、どのようなときに相続税の申告が必要となりますか。

[A] 被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

贈与者が死亡した日において管理残額（具体的には [Q 4-4] を参照してください。）がある場合には、原則として、受贈者は、その管理残額を贈与者から相続（受贈者が贈与者の相続人以外の者である場合は、遺贈）により取得したものとみなされます（管理残額に係る課税関係については [Q 4-1] を参照してください。）ので、贈与者（被相続人）から相続（遺贈）により財産を取得した人に該当することとなります。

この場合における各人の課税価格は、次により計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{相続や遺贈によって} \\ \text{取得した財産の価額} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{相続時精算課税} \\ \text{適用財産の価額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{債務・葬式} \\ \text{費用の金額} \\ \hline \end{array} \right) + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{相続開始前3年以内} \\ \text{の贈与財産の価額} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{各人の} \\ \text{課税価格} \\ \hline \end{array} \right)$$

また、遺産に係る基礎控除額は、3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) の算式により計算します。

なお、その受贈者の相続税の課税価格（上記の各人の課税価格）の計算に当たっては、次の①の点に、相続税額の計算に当たっては、次の②の点に注意してください。

① 相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額の適用

相続税の課税価格の計算に当たって、贈与者から相続（遺贈）により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、相続開始前3年以内に被相続人から暦年贈与に係る贈与によって取得した財産の相続税の課税価格への加算の規定（相続税法第19条）の適用はありません（具体的には [Q 4-5] を参照してください。）。

※ 死亡保険金等や死亡退職金等のみなし相続（遺贈）財産を取得している場合には、その受贈者は、贈与者から相続（遺贈）により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者には当たりませんのでご注意ください。

② 相続税額の2割加算の適用

相続税額を計算するに当たって、管理残額に対応する相続税額については、次によります（具体的には [Q 4-6] を参照してください。）。

イ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等（その贈与者の死亡前3年以内に取得したものである場合に限りません。）で、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたもの

相続税額の2割加算の適用はありません。

ロ 令和3年4月1日以後にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等で、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたもの

相続税額の2割加算が適用されます。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第12項

令3改正法附則第75条第3項

[Q 4 - 4] 管理残額の計算はどのように行うのですか。

[A] 管理残額は、次の算式により計算します。具体的な計算例は、30 ページ以降の設例 1 及び 2 を参照してください。

- 1 受贈者が贈与者の死亡の日において、23 歳未満である場合等（[Q 4 - 1] を参照してください。）に該当する場合（令和 5 年 4 月 1 日以後にその贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けたことがある場合に限り。）

（算式）

$$(A - B) \times \frac{C}{E}$$

※ 上記管理残額は、死亡した贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が 5 億円を超える場合には、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。

- 2 受贈者が贈与者の死亡の日において、23 歳未満である場合等に該当しない場合

（算式）

$$(A - B) \times \frac{D}{E}$$

上記算式中の「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」は、それぞれ次によります。

A = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額

B = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額（注 1）

C = 死亡した贈与者から令和 5 年 4 月 1 日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D = 死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等（注 2）のうち「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

E = 贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額（注 3）

（注） 1 その贈与者の死亡の前日に死亡した他の贈与者がいる場合において、他の贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があるときには、その管理残額を含みます。

2 次の信託受益権又は金銭等は含みません。

① 平成 31 年 3 月 31 日以前に取得をしたもの

② 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前 3 年以内に取得をしたものではないもの

3 その贈与者の死亡の直前に死亡した他の贈与者がある場合において、他の贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があるときは、非課税拋出額から他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（※）のうち「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した価額となります。

※ 次の信託受益権又は金銭等は含みません。

- ① 他の贈与者の死亡の日において 23 歳未満である場合等に該当する場合
 - ・ 令和 5 年 3 月 31 日以前に取得をしたもの
- ② 他の贈与者の死亡の日において 23 歳未満である場合等に該当しない場合
 - ・ 平成 31 年 3 月 31 日以前に取得をしたもの
 - ・ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前 3 年以内に取得をしたものではないもの

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 12 項

措令第 40 条の 4 の 3 第 21 項

平 31 改正令附則第 38 条第 2 項

令 3 改正令附則第 29 条第 2 項

令 5 改正令附則第 14 条第 2 項、第 3 項

設例1 ①平成31年3月31日以前、②平成31年4月1日から令和3年3月31日まで、③令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、④令和5年4月1日以後に、それぞれ贈与により金銭を取得している場合

次の事実関係のとおり、祖父から贈与により金銭を取得し、その金銭について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けていましたが、契約期間中に祖父が死亡しました。この場合の管理残額の計算方法を教えてください。

年月日	事実
平成31年3月1日	① 祖父から200万円取得し、特例適用
令和元年7月1日	② 祖父から追加で400万円取得し、特例適用
令和元年10月1日	③ 教育資金として学校等へ200万円支出
令和3年3月1日	④ 祖父から追加で300万円取得し、特例適用
令和3年4月28日	⑤ 祖父から追加で100万円取得し、特例適用
令和3年10月1日	⑥ 教育資金として学校等へ400万円支出
令和5年5月1日	⑦ 祖父から追加で500万円取得し、特例適用
令和6年2月1日	祖父が死亡

上記の設例の場合の計算方法と算出される管理残額は、以下のとおりとなります。

【受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合】

$$\left(\begin{array}{cc} \text{非課税抛出资额} & \text{教育資金支出額} \\ \text{①+②+④+⑤+⑦} & \text{③+⑥} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{〔祖父から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{⑦} \\ \text{500万円} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1,500万円} \\ \text{〔非課税抛出资额} \\ \text{①+②+④+⑤+⑦} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{〔管理残額〕} \\ \text{300万円} \end{array}}$$

※ 令和5年3月31日以前に取得した金銭（①、②、④及び⑤）は含みません。

（注） 死亡した贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下の場合には、管理残額は相続又は遺贈により取得したものとみなされません。

【受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合】

$$\left(\begin{array}{cc} \text{非課税抛出资额} & \text{教育資金支出額} \\ \text{①+②+④+⑤+⑦} & \text{③+⑥} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{〔祖父から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{④+⑤+⑦} \\ \text{900万円} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1,500万円} \\ \text{〔非課税抛出资额} \\ \text{①+②+④+⑤+⑦} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{〔管理残額〕} \\ \text{540万円} \end{array}}$$

※ 次の金銭は含みません。

- ・ 平成31年3月31日以前に取得をしたもの（①）
- ・ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものではないもの（②）

設例2 贈与者が複数いて、贈与者の死亡時に23歳未満である場合等に該当しない場合

次の事実関係のとおり、祖父と祖母のそれぞれから贈与により金銭を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けていましたが、契約期間中に祖父と祖母がそれぞれ死亡しました。この場合の管理残額の計算方法について教えてください。

年月日	事実
平成31年3月1日	① 祖父から400万円取得し、特例適用
令和元年7月1日	② 祖母から追加で250万円取得し、特例適用
令和3年10月1日	③ 教育資金として学校等へ500万円支出
令和5年6月1日	④ 祖父から追加で500万円取得し、特例適用
令和5年6月1日	⑤ 祖母から追加で350万円取得し、特例適用
令和5年10月2日	⑥ 教育資金として学校等へ400万円支出
令和6年2月1日	祖父が死亡（23歳未満である場合等に非該当）
令和7年8月1日	祖母が死亡（23歳未満である場合等に非該当）

上記の設例の場合の計算方法と算出される管理残額は、以下のとおりとなります。

1 祖父死亡時の管理残額の計算

$$\left(\begin{array}{cc} \text{非課税抛出资额} & \text{教育資金支出額} \\ \text{①+②+④+⑤} & \text{③+⑥} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{祖父から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭}^{*1} \\ \text{④} \end{array} \right] \\ 500 \text{ 万円} \\ 1,500 \text{ 万円} \\ \left[\begin{array}{c} \text{非課税抛出资额} \\ \text{①+②+④+⑤} \end{array} \right] \end{array}}{=} \boxed{\begin{array}{c} \text{管理残額} \\ 200 \text{ 万円} \end{array}} \dots \text{⑦}$$

2 祖母死亡時の管理残額の計算

$$\left(\begin{array}{cc} \text{非課税抛出资额} & \text{教育資金支出額} \\ \text{①+②+④+⑤} & \text{③+⑥+⑦}^{*2} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{祖母から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭}^{*1} \\ \text{⑤} \end{array} \right] \\ 350 \text{ 万円} \\ 1,000 \text{ 万円} \\ \left[\begin{array}{c} \text{非課税抛出资额} \\ \text{((①+②+④+⑤)-④)}^{*3} \end{array} \right] \end{array}}{=} \boxed{\begin{array}{c} \text{管理残額} \\ 140 \text{ 万円} \end{array}}$$

※1 次の金銭は含みません。

- ・ 平成31年3月31日以前に取得をしたもの（①）
 - ・ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものではないもの（②）
- 2 祖母の死亡の直前に祖父から相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額200万円（⑦）を含みます。
- 3 祖父の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があることから、その管理残額の計算の基礎とされた金銭500万円（④）を控除します。

[Q 4-5] 私は、令和5年7月1日に祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなり、亡くなった日における管理残額は500万円でした。私の場合、管理残額を祖父から遺贈により取得したものとみなされ、祖父の死亡に係る相続税の計算を行うこととなりますが、私は、上記の管理残額以外に祖父から相続又は遺贈により財産を取得していません。また、私は、祖父から毎年現金200万円の贈与を受けて、暦年課税による贈与税の申告をしていますが、祖父の相続開始前3年以内に祖父から贈与によって取得した財産の価額は、私の相続税の課税価格の計算に当たり加算されますか。

[A] 受贈者が贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合には、相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の相続税の課税価格への加算の規定（相続税法第19条）の適用はありません。

したがって、このケースにおいて、毎年贈与を受けていた現金200万円のうち、相続開始前3年以内の贈与により取得したものについて、相続税の課税価格に加算されることはありません。

ただし、死亡保険金等や死亡退職金等のように相続税に関する法令により、相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産を取得した場合には、「贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合」には、当たりませんのでご注意ください。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第12項第4号

[Q 4-6] 私は [Q 4-5] のケースで、贈与者の死亡に係る相続税の申告が必要です。私は、贈与者の孫で、贈与者の相続に関して代襲して相続人となった者ではありません。相続税の計算に当たり相続税額の 2 割加算（相続税法第 18 条）の適用がありますか。

[A] 相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となったその被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、その者に係る相続税額は、その相続税額に 2 割に相当する金額を加算した金額とされます。

この規定は、贈与者が「教育資金の非課税」の特例の適用に係る贈与をした日からその贈与に係る教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合において、その死亡した贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額に係る相続税額についても、適用されます。

ただし、受贈者が贈与者の死亡の日において、23 歳未満である場合等（[Q 4-1] を参照してください。）に該当しない場合は、その管理残額のうち、次の①又は②の区分に応じ、それぞれ次に定める信託受益権又は金銭等で「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた部分については、相続税額の 2 割加算の適用はありません。

① 令和 5 年 4 月 1 日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前 3 年以内に取得をしたもの

② 令和 5 年 3 月 31 日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合（上記①に該当する場合は除きます。）

平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前 3 年以内に取得をしたもの

この場合、受贈者の相続税額のうち 2 割加算の対象とならない部分の相続税額の計算は次のとおりです。

【管理残額のうち 2 割加算の対象とならない部分の金額の計算】

① 令和 5 年 4 月 1 日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合

(算式)

$$A - \left(A \times \frac{C}{B + C} \right)$$

② 令和 5 年 3 月 31 日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合（上記①に該当する場合は除きます。）

(算式)

$$A \times \frac{B}{B+C}$$

上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝管理残額（具体的には〔Q4－4〕を参照してください。）

B＝死亡した贈与者から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものに限り、）のうち、「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝死亡した贈与者から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

【受贈者の相続税額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算】

$$\text{受贈者の相続税額（2割加算前）} \times \frac{\text{管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額}}{\text{受贈者の相続税の課税価格}} = \text{2割加算の対象とならない相続税額}$$

※ 上記算式の「B」及び「C」の金額については、教育資金非課税申告書の控え等で確認してください。

なお、お手元に控えがない場合は、取扱金融機関の営業所等にご相談ください。

【関係法令等】

令3改正法附則第75条第3項

令3改正令附則第29条第5項

令5改正令附則第14条第4項

設例 ①令和3年3月31日以前と、②令和3年4月1日以後に、それぞれ贈与により金銭を取得している場合

【Q4-4】の設例1【受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合】のケースにおける管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算方法を教えてください。

年月日	事実
平成31年3月1日	① 祖父から200万円取得し、特例適用
令和元年7月1日	② 祖父から追加で400万円取得し、特例適用
令和元年10月1日	③ 教育資金として学校等へ200万円支出
令和3年3月1日	④ 祖父から追加で300万円取得し、特例適用
令和3年4月28日	⑤ 祖父から追加で100万円取得し、特例適用
令和3年10月1日	⑥ 教育資金として学校等へ400万円支出
令和5年5月1日	⑦ 祖父から追加で500万円取得し、特例適用
令和6年2月1日	祖父が死亡

上記の設例の場合の計算方法と算出される管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額は、以下のとおりとなります。

【管理残額の計算】

管理残額・・・540万円（具体的には【Q4-4】の設例1【受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合】を参照してください。）

【管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算】

$$\begin{array}{l}
 \left[\begin{array}{l} \text{祖父から取得し、特例の適用を受けた金銭のうち、} \\ \text{令和3年4月1日以後に取得をしたもの} \\ \text{⑤+⑦} \end{array} \right] \\
 \text{600万円} \\
 \text{540万円} - \left(\text{540万円} \times \frac{\text{900万円}}{\text{900万円}} \right) = \boxed{\text{180万円}} \\
 \left[\begin{array}{l} \text{祖父から取得し、特例の適用を受けた金銭のうち、} \\ \text{次に掲げるものの合計額} \\ \text{・平成31年4月1日から令和3年3月31日まで} \\ \text{の間に取得をしたもの*} \\ \text{・令和3年4月1日以後に取得をしたもの} \\ \text{④+⑤+⑦} \end{array} \right]
 \end{array}$$

※ 贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものに限りません。

[Q 4-7] 私は [Q 4-5] のケースで、祖父の死亡のときに 23 歳未満であったため、祖父（贈与者）の相続税の課税価格の合計額が 5 億円を超えるどうかを確認するために必要と認められる書類（確認書類等）を取扱金融機関へ提出しました。しかし、祖父の相続税の期限内申告書の提出期限後に、祖父の相続税の課税価格の合計額に異動がありました。取扱金融機関へ手続が必要となりますか。

[A] 死亡した贈与者に係る相続税の期限内申告書の提出期限（相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、贈与者の死亡の日）の翌日から 10 か月。以下この問において「相続税の申告期限」といいます。）を経過した後において、税務署長は、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が修正申告書等の提出等により、① 5 億円を超えることとなること又は② 5 億円以下となることを知った場合には、取扱金融機関の営業所等の長へ通知をしなければならないこととされています（具体的には [Q 6-2] を参照してください）。

したがって、取扱金融機関の営業所等の長は、税務署長からの通知に基づき、管理残額に係る記録を訂正することから、受贈者が取扱金融機関の営業所等に手続をする必要はありません。

（注） 1 死亡した贈与者に係る相続税の申告期限以前に確認書類等を提出又は提供している場合において、その期限以前に、税務署へ期限内申告書の再提出（訂正申告書の提出）をしたときには、受贈者が取扱金融機関の営業所等へ確認書類等を再提出又は再提供する必要があります。

2 「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」については、原則として、その贈与者に係る相続税の申告期限から 5 年を経過した日以後のその贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の異動は含まれません。

このため、その贈与者に係る相続税の申告期限から 5 年を経過した日以後に、遺産分割が確定した場合などの相続税法第 32 条第 1 項又は国税通則法第 23 条第 2 項に規定する事由により、相続税の課税価格が異なることとなっても、その「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」は変わらないこととなります。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 13 項～第 15 項、第 20 項、第 21 項

5 教育資金管理契約の終了に関するQ & A

[Q 5 - 1] 教育資金管理契約は、いつどのような場合に終了するのですか。

[A] 教育資金管理契約は、次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日のいずれか早い日に終了します。

イ 受贈者が30歳に達した場合（その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合において、受贈者がこれらの場合に該当することについて取扱金融機関の営業所等に届け出たときを除きます。） その受贈者が30歳に達した日

ロ 受贈者（30歳以上の者に限ります。次のハにおいて同じです。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを取扱金融機関の営業所等に届け出なかった場合 その年の12月31日

ハ 受贈者が40歳に達した場合 その受贈者が40歳に達した日

ニ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額がゼロとなった場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額がゼロとなった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額がゼロとなった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったとき その教育資金管理契約が合意に基づき終了する日

ホ 受贈者が死亡した場合 その受贈者が死亡した日

（注） 上記イ及びロの届出については、[Q 5 - 3] を参照してください。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第16項

[Q5-2] 教育資金管理契約が終了した場合には、どのような手続を行えばよいのですか。

[A] 受贈者は、[Q5-1] のイからニまでに掲げる場合に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、取扱金融機関の営業所等にまだ提出又は提供していない領収書等については、その教育資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までに取扱金融機関の営業所等に提出又は提供しなければなりません。

また、その教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額（具体的には [Q3-2] を参照してください。）を控除した残額（残額の計算については [Q5-4] を参照してください。）があるときは、その残額については、その教育資金管理契約の [Q5-1] のイからニまでに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることとなります。そのため、贈与税の申告義務がある方については、その年の翌年の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、その贈与税の申告に適用される法令は、[Q5-1] のイからニまでに定める日の属する年分に施行されている法令となります。

(注) 1 [Q5-1] のホの事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その残額は贈与税の課税価格に算入されません。

2 「非課税拋出額」とは、「教育資金非課税申告書」又は「追加教育資金非課税申告書」に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます（1,500万円が限度となります。）。

3 令和5年4月1日以後に贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合において、この残額に係る贈与税について暦年課税により申告するときは、一般税率により計算することとなります（具体的には [Q5-4] を参照してください。）。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第17項、第18項

措令第40条の4の3第17項、第26項

令5改正令附則第14条第1項、第5項

[Q5-3] 私は、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けており、この度30歳になりました。現在学校等に在籍しており、引き続き教育資金管理契約を継続したいのですが、どのような手続を行えばよいのですか。

[A]

1 受贈者が30歳に達したとき

受贈者が30歳に達した日以後においても教育資金管理契約を継続するためには、30歳に達した日の属する月の翌月末日までに、次の①から③までに掲げる事項を記載した届出書に、次の①の事由に該当することを明らかにする書類（在籍証明書、学生証、受講案内等。下記2において同じです。）を添付して、取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。

- ① 受贈者が30歳に達した日において学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨
- ② 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
- ③ 受贈者が30歳に達した日において在学していた学校等の名称及び所在地又は受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに教育訓練に係る教育訓練施設の名称及び所在地

（注） 期限までに届出をしなかった場合には、受贈者が30歳に達した日に、教育資金管理契約は終了します。

2 受贈者が30歳に達した日の属する年の翌年以後

受贈者が30歳に達した日の属する年の翌年以後は、その年の12月31日までに、次の①から③までに掲げる事項を記載した届出書に、次の①の事由に該当することを明らかにする書類を添付して、取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。期限までに届出をしなかった場合には、その年の12月31日に教育資金管理契約は終了します。

- ① その年中のいずれかの日において受贈者が学校等に在学していた旨又は教育訓練を受けていた旨
- ② 受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日
- ③ 受贈者がその年において在学していた学校等の名称及び所在地又は受講していた教育訓練の講座名及び指定番号並びに教育訓練に係る教育訓練施設の名称及び所在地

（注） 受贈者が40歳に達するなどの終了事由が生じた場合には、上記にかかわらず、その終了事由に係る終了日に教育資金管理契約は終了します（終了事由については[Q5-1]を参照してください）。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第16項

措令第40条の4の3第22項、第23項

措規第23条の5の3第15項、第16項

[Q5-4] 私は、教育資金管理契約が終了したため、贈与税の申告が必要です。どのように贈与税を計算するのですか。

[A] [Q5-2] のとおり、教育資金管理契約が終了した場合において、その教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（具体的には [Q3-2] を参照してください。）を控除した残額（以下「残額」といいます。）があるときは、その「残額」については、その教育資金管理契約の [Q5-1] のイからニまでに掲げる事由に応じ、それぞれに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることになり、贈与税の申告義務がある方については、その年の翌年の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告が必要となります。

なお、受贈者（その教育資金管理契約の [Q5-1] のイからニまでに定める日の属する年の1月1日において18歳以上である場合に限り、以下この問において同じです。）が、「残額」（令和5年4月1日以後に取得した信託受益権又は金銭等で、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた金額に対応する部分に限ります。）について、暦年課税により贈与税を計算する場合は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例（租税特別措置法第70条の2の5。以下「特例税率」といいます。）は適用されず、一般税率（相続税法第21条の7）が適用されることとなります。

(注) 1 上記の教育資金支出額には、贈与者の死亡により相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額が含まれます。

2 贈与者が2人以上いる場合には、次の算式により計算された贈与者ごとの「残額」を各贈与者（教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡している場合には、個人）からそれぞれ贈与により取得したものとみなされます。

(算式)

$$(A - B) \times \frac{C}{D}$$

上記算式中の「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次によります。

A=非課税拠出額（具体的には [Q5-2] を参照してください。）

B=教育資金支出額（具体的には [Q3-2] を参照してください。）（※1）

C=その贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（※2）のうち「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D=非課税拠出額（※3）

※1 贈与者の死亡により相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額が含まれます。

※2 教育資金管理契約の終了の日前にその贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める信託受益権又は金銭等の価額を控除した価額となります。

① 受贈者とその贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当

する場合

- ・ 令和5年4月1日以後に取得をしたもの

② 受贈者がその贈与者の死亡の日において 23 歳未満である場合等に該当しない場合

- ・ 令和3年4月1日以後に取得をしたもの
- ・ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの

※3 教育資金管理契約の終了の前日に死亡した贈与者がいる場合において、その贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、非課税拋出額から当該死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める信託受益権又は金銭等で「教育資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した価額となります。

① 受贈者がその贈与者の死亡の日において 23 歳未満である場合等に該当する場合

- ・ 令和5年4月1日以後に取得をしたもの

② 受贈者がその贈与者の死亡の日において 23 歳未満である場合等に該当しない場合

- ・ 令和3年4月1日以後に取得をしたもの
- ・ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの

3 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けた信託受益権又は金銭等が、令和5年3月31日以前に贈与者から取得したものである場合には、その信託受益権又は金銭等に対応する贈与税の課税価格に算入される「残額」について、特例税率が適用されます。

4 暦年課税に代えて「相続時精算課税」を選択している場合には、上記の計算と異なります。「相続時精算課税」については、国税庁ホームページの贈与税に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）に掲載しております。

また、受贈者が、令和5年3月31日以前及び令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けている場合において、各贈与者からそれぞれ取得したものとみなされる「残額」のうち、一般税率が適用される財産（以下「一般贈与財産」といいます。）とみなされる金額及び特例税率が適用される財産（以下「特例贈与財産」といいます。）となる金額の計算方法はそれぞれ次のとおりです。

【残額のうち一般贈与財産とみなされる金額の計算】

$$\begin{array}{l} \text{その贈与者から令和5年4月1日以後に取得をした信託} \\ \text{受益権又は金銭等（注2）のうち、「教育資金の非課税」} \\ \text{の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかつ} \\ \text{た金額に相当する部分の価額} \\ \text{残額} \times \frac{\text{その贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（注2）}}{\text{その贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（注2）}} \\ \text{（注1）} \end{array} = \begin{array}{l} \text{一般贈与財産と} \\ \text{みなされる金額} \end{array}$$

【残額のうち特例贈与財産となる金額の計算】

$$\text{残額（注1）} - \text{一般贈与財産とみなされる金額} = \text{特例贈与財産となる金額}$$

（注）1 贈与者が2人以上いる場合は、上記本文の（注2）の算式により計算されたその贈与者の「残額」となります。

2 教育資金管理契約の終了の日前にその贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める信託受益権又は金銭等の価額を控除した価額となります。

- ① 受贈者がその贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合
 - ・ 令和5年4月1日以後に取得をしたもの
- ② 受贈者がその贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当しない場合
 - ・ 令和3年4月1日以後に取得をしたもの
 - ・ 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前3年以内に取得をしたもの

【関係法令等】

措法第70条の2の2第17項

措令第40条の4の3第26項

令5改正法附則第51条第2項

令5改正令附則第14条第1項、第5項

設例1 ①令和5年3月31日以前と、②令和5年4月1日以後に、それぞれ贈与により金銭を取得している場合

次の事実関係のとおり、祖父から贈与により金銭を取得し、その金銭について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けていましたが、この度、教育資金管理契約が終了しました。この場合、「残額」に係る贈与税について、一般税率の対象となる金額（一般贈与財産）と特例税率の対象となる金額（特例贈与財産）の計算方法を教えてください。

年月日	事実
令和3年4月28日	① 祖父から1,000万円取得し、特例適用
令和5年7月3日	② 祖父から追加で500万円取得し、特例適用
令和5年10月2日	③ 教育資金として900万円支出
令和6年2月1日	教育資金管理契約終了

上記の設例の場合の計算方法と算出される一般贈与財産と特例贈与財産の金額は、以下のとおりとなります。

【残額の計算】

$$\left(\begin{array}{cc} 1,500 \text{ 万円} & - & 900 \text{ 万円} \\ \left(\begin{array}{c} \text{非課税拋出額} \\ \text{①+②} \end{array} \right) & & \left(\begin{array}{c} \text{教育資金支出額} \\ \text{③} \end{array} \right) \end{array} \right) = \boxed{600 \text{ 万円}} \dots \text{④}$$

【一般贈与財産の計算】

$$\begin{array}{c} \boxed{600 \text{ 万円}} \\ \left(\begin{array}{c} \text{残額} \\ \text{④} \end{array} \right) \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} \text{令和5年4月1日以後に取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{②} \end{array} \right) \\ 500 \text{ 万円} \end{array}}{\begin{array}{c} 1,500 \text{ 万円} \\ \left(\begin{array}{c} \text{非課税拋出額} \\ \text{①+②} \end{array} \right) \end{array}} = \boxed{200 \text{ 万円}} \dots \text{⑤}$$

【特例贈与財産の計算】

$$\begin{array}{c} 600 \text{ 万円} \\ \left(\begin{array}{c} \text{残額} \\ \text{④} \end{array} \right) \end{array} - \begin{array}{c} 200 \text{ 万円} \\ \left(\begin{array}{c} \text{一般贈与財産} \\ \text{⑤} \end{array} \right) \end{array} = \boxed{400 \text{ 万円}} \left(\begin{array}{c} \text{特例贈与財産} \end{array} \right)$$

設例2 贈与者が複数いる場合

次の事実関係のとおり、祖父と祖母から贈与により金銭を取得し、その金銭について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けていましたが、この度、教育資金管理契約が終了しました。この場合、贈与税の課税の対象となる「残額」の計算方法を教えてください。

私は、祖父の死亡の日において23歳未満である場合等（[Q4-1]を参照してください。）に該当していないため、管理残額（[Q4-1]を参照してください。）も含めて、祖父に係る相続税の計算をしています。

年月日	事実
平成31年3月1日	① 祖父から400万円取得し、特例適用
令和元年7月1日	② 祖母から追加で250万円取得し、特例適用
令和3年10月1日	③ 教育資金として学校等へ500万円支出
令和5年6月1日	④ 祖父から追加で500万円取得し、特例適用
令和5年6月1日	⑤ 祖母から追加で350万円取得し、特例適用
令和5年10月2日	⑥ 教育資金として学校等へ400万円支出
令和6年2月1日	⑦ 祖父が死亡（管理残額：200万円）
令和6年9月1日	教育資金管理契約終了

上記の設例の場合の計算方法と算出される残額は、以下のとおりとなります。

1 祖父に係る残額の計算

$$\left(\begin{array}{l} \text{非課税拋出額} \\ \text{①+②+④+⑤} \end{array} - \begin{array}{l} \text{教育資金支出額}^{\ast 1} \\ \text{③+⑥+⑦} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{祖父から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭}^{\ast 2} \\ \text{①+④} \end{array} \right) - ④}{400 \text{ 万円}} = \boxed{160 \text{ 万円}} \dots \text{⑧}$$

※1 祖父から相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額200万円（⑦）を含みます。

2 祖父の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があることから、その管理残額の計算の基礎とされた金銭500万円（④）を控除します。

【一般贈与財産の計算】

$$\begin{array}{l} 160 \text{ 万円} \\ \left(\begin{array}{l} \text{残額} \\ \text{⑧} \end{array} \right) \end{array} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{祖父から取得し、特例の適用を受けた金銭のうち、} \\ \text{令和5年4月1日以後に取得をしたもの}^{\ast} \\ \text{④-④} \end{array} \right)}{0 \text{ 円}} = \boxed{0 \text{ 円}} \dots \text{⑨}$$

※ 祖父の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があることから、その管理残額の計算の基礎とされた金銭500万円（④）を控除します。

【特例贈与財産の計算】

$$\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{160万円} \\ \text{残額} \\ \text{⑧} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{0円} \\ \text{一般贈与財産} \\ \text{⑨} \end{array} = \boxed{\text{160万円}} \end{array} \quad \left[\begin{array}{c} \text{特例贈与財産} \end{array} \right]$$

2 祖母に係る残額の計算

$$\begin{array}{c} \left(\begin{array}{c} \text{1,500万円} \\ \text{非課税抛出资额} \\ \text{①+②+④+⑤} \end{array} - \begin{array}{c} \text{1,100万円} \\ \text{教育資金支出額}^{\ast 1} \\ \text{③+⑥+⑦} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{祖母から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{②+⑤} \end{array} \right] \\ \text{600万円} \end{array}}{\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{非課税抛出资额}^{\ast 2} \\ \text{①+②+④+⑤} \end{array} \right] - \text{④} \\ \text{1,000万円} \end{array}} = \boxed{\text{240万円}} \dots \text{⑩} \end{array} \quad \left[\begin{array}{c} \text{残額} \end{array} \right]$$

※1 祖父から相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額 200 万円 (⑦) を含みます。

2 祖父の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があることから、その管理残額の計算の基礎とされた金銭 500 万円 (④) は含みません。

【一般贈与財産の計算】

$$\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{240万円} \\ \text{残額} \\ \text{⑩} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{祖母から取得し、特例の適用を受けた金銭のうち、} \\ \text{令和5年4月1日以後に取得をしたもの} \\ \text{⑤} \end{array} \right] \\ \text{350万円} \end{array}}{\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{祖母から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{②+⑤} \end{array} \right] \\ \text{600万円} \end{array}} = \boxed{\text{140万円}} \dots \text{⑪} \end{array} \quad \left[\begin{array}{c} \text{一般贈与財産} \end{array} \right]$$

【特例贈与財産の計算】

$$\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{240万円} \\ \text{残額} \\ \text{⑩} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{140万円} \\ \text{一般贈与財産} \\ \text{⑪} \end{array} = \boxed{\text{100万円}} \end{array} \quad \left[\begin{array}{c} \text{特例贈与財産} \end{array} \right]$$

6 金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関するQ & A

[Q 6-1] 金融機関等は、どのような場合に調書を提出しなければならないのですか。

[A] 取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、「教育資金管理契約の終了に関する調書」をその教育資金管理契約が終了した日（その教育資金管理契約が [Q 5-1] の木の事由（受贈者の死亡）に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長がその事由を知った日）の属する月の翌々月末日までにその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、「教育資金管理契約の終了に関する調書」の記載例については、次ページのとおりです（様式は 60 ページを参照してください。）。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 19 項

設例 1 贈与者が2人いる場合

(事実関係)	
年月日	事実
平成31年3月1日	① 国税太郎から400万円取得し、特例適用
令和元年7月1日	② 国税花子から追加で250万円取得し、特例適用
令和3年10月1日	③ 教育資金として学校等へ500万円支出
令和5年6月1日	④ 国税太郎から追加で500万円取得し、特例適用
令和5年6月1日	⑤ 国税花子から追加で350万円取得し、特例適用
令和5年10月2日	⑥ 教育資金として学校等へ400万円支出
令和6年2月1日	⑦ 国税太郎が死亡(23歳未満である場合等に非該当) ※ 管理残額: 200万円
令和6年9月1日	教育資金管理契約終了

【終了調書の記載例】

教育資金管理契約に関する事項	提出事由の生じた日		提出事由		契約締結日
	令和6年9月1日		30歳に達したため		平成31年3月1日
	非課税拠出額 (①)	教育資金 支出額(②)	管理残額の 合計額(③)	残額 (①-②-③)	左のうち一般 贈与財産とみ なされる金額
15,000,000	(内) 9,000,000	2,000,000	4,000,000	1,400,000	
管理残額に関する事項	死亡した贈与者の氏名		死亡年月日		管理残額
	国税太郎		令和6年2月1日		2,000,000
当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書	申告書の種別		提出先の税務署名		提出年月日
	教育資金非課税申告書		●●税務署		平成31年3月1日
	追加教育資金非課税申告書		●●税務署		令和元年7月1日
取扱金融機関の 営業所等	所在地		●●県●●市■町1-1-1		
	名称		●●銀行■支店	法人番号	1234567890123
(摘要)					
○ 非課税拠出額の内訳 国税太郎: 9,000,000円、国税花子: 6,000,000円					
○ 残額等の内訳 国税太郎: 1,600,000円(一般贈与財産: 0円) 国税花子: 2,400,000円(一般贈与財産: 1,400,000円)					

(注) 「摘要」欄には、贈与者ごとの「非課税拠出額」、「残額」及び「残額のうち一般贈与財産とみなされる金額」を記載します。

設例2 教育資金管理契約の終了の日に贈与者（国税太郎）が亡くなっている場合（死亡した贈与者に係る確認書類等が未提出であるケース）

年月日		事実
令和3年4月28日	① 国税太郎から1,000万円取得し、特例適用	
令和5年7月3日	② 国税太郎から追加で500万円取得し、特例適用	
令和5年10月2日	③ 教育資金として900万円支出	
令和5年12月1日	④ 国税太郎の死亡（受贈者は、23歳未満である場合等に該当しているが、確認書類等（[Q4-2]を参照してください。）は未提出） ※ 管理残額：200万円	
令和6年2月1日	教育資金管理契約終了	

【終了調書の記載例】

教育資金管理契約に関する事項	提出事由の生じた日	提出事由		契約締結日	
	令和6年2月1日	30歳に達したため		令和3年4月28日	
	非課税抛出资额 (①)	教育資金 支出額(②)	管理残額の 合計額(③)	残 額 (①-②-③)	左のうち一般 贈与財産とみ なされる金額
	15,000,000	(内 9,000,000)	(記載不要)	6,000,000	2,000,000
管理残額に関する事項	死亡した贈与者の氏名		死亡年月日		管理残額
	(記載不要)				
当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書	申告書の種別	提出先の税務署名		提出年月日	
	教育資金非課税申告書	●●税務署		令和3年4月28日	
	追加教育資金非課税申告書	●●税務署		令和5年7月3日	
取扱金融機関の営業所等	所在地	●●県●●市■町1-1-1			
	名称	●●銀行■支店	法人番号	1234567890123	
(摘要)					
○ 確認書類等未提出分の管理残額等 管理残額に関する事項：国税太郎、令和5年12月1日、2,000,000円 残額等の内訳：4,000,000円（一般贈与財産：0円）					

(注) 1 「教育資金管理契約に関する事項」欄及び「管理残額に関する事項」欄には、確認書類等の提出又は提供がない贈与者に係る管理残額はないものとして計算した結果を記載します。

2 「摘要」欄には、確認書類等の提出又は提供がない贈与者に係る管理残額が相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合における当該管理残額に関する事項（死亡した贈与者の氏名・死亡年月日・管理残額）、「残額」及び「残額のうち一般贈与財産とみなされる金額」を記載します。

[Q 6-2] 金融機関等は、どのような場合に税務署長から通知を受けるのですか。

[A] 税務署長は、次のイからニまでの事実を知った場合には、取扱金融機関の営業所等の長に一定の事項を通知しなければならないこととされています。取扱金融機関の営業所等の長は、税務署長から次のイ又はニの事実に係る通知を受けたときは、その通知に基づき教育資金支出額又は管理残額に係る記録を訂正しなければなりません。

イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと。

ロ 受贈者に係る教育資金非課税申告書が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は受贈者に係る非課税拠出額が1,500万円を超えること。

ハ 受贈者が贈与者から「教育資金の非課税」の特例の適用に係る信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分のその受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えること。

ニ 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、その相続税に係る修正申告書等の提出等により、5億円を超えることとなること又は5億円以下となること。

(注) 1 上記ニについては、令和5年4月1日以後に贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について「教育資金の非課税」の特例の適用がある場合に限りです。

2 「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」については、[Q 4-1]を参照してください。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第10項、第13項、第20項、第21項

令5改正法附則第51条第2項

7 参考資料（教育資金非課税申告書等の様式）

別表第十一(一) [教育資金非課税申告書]

教育資金非課税申告書					
税務署長殿			令和 年 月 日		
受贈者	ふりがな	氏名	-----		
	住所又は居所				
	個人番号				
	生年月日（年齢）	平・令	.	.	（ 歳）
受贈者の代理人	ふりがな	氏名	-----		
	住所又は居所				
<p style="font-size: small;">下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。</p>					
贈与者		贈与者から取得をしたもの			左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
ふりがな	氏名	信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平				
続柄					
ふりがな	氏名	信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平				
続柄					
取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号		
	所在地				
既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合 (摘要)	非課税抛出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署	
		名称	所在地		
				税務署	
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日		
					

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、法第70条の2の2第2項に規定する教育資金管理契約（以下別表第十一(六)までにおいて「教育資金管理契約」という。）に基づいて当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第1項本文の規定の適用を受けようとする場合に、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第2項第5号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第2号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」、「受贈者の代理人」及び「贈与者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載すること。
 - (3) 「贈与者から取得をしたもの」の欄の
 - (イ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (ロ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(イ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (ハ) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。
 - (4) 「左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の欄には、上記(3)(ロ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)に記載する取扱金融機関の営業所等において当該教育資金管理契約に基づき法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (6) 「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の2第16項第5号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
 - (イ) 「非課税拋出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第29項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税拋出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拋出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拋出額減価額を「非課税拋出額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(6)(イ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (7) 贈与者が3人以上いる場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十一(二) [追加教育資金非課税申告書]

追加教育資金非課税申告書

税務署長殿

令和 年 月 日

受贈者	ふりがな 氏名	-----	
	住所又は居所		
	個人番号		
	生年月日(年齢)	平・令	(. 歳)
受贈者の代理人	ふりがな 氏名	-----	
	住所又は居所		

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた
いので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から新たに取得をしたもの			左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
ふりがな 氏名	-----	信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平				
続柄					
ふりがな 氏名	-----	信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平				
続柄					

既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税抛出額	取扱金融機関の営業所等			提出先の税務署
		名称	法人番号		
		所在地			税務署
(摘要)				取扱金融機関の営業所等の受理年月日	

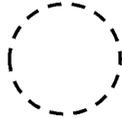


(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に教育資金管理契約に基づく当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について法第70条の2の2第1項本文の規定を適用している場合に、新たに同項本文の規定の適用を受けようとするときは、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第2項第5号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第2号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」、「受贈者の代理人」及び「贈与者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日(年齢)」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載すること。
 - (3) 「贈与者から新たに取得をしたもの」の欄の
 - (イ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (ロ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(イ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (ハ) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。
 - (4) 「左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(ロ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)(ロ)に記載する取扱金融機関の営業所等において教育資金管理契約に基づき新たに法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (5) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税抛却額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書(以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。)を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けている当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第29項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額(以下この表において「非課税抛却額減価額」という。)があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛却額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛却額減価額を「非課税抛却額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (6) 贈与者が3以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十一(三) [教育資金非課税取消申告書]

教 育 資 金 非 課 税 取 消 申 告 書			
税務署長殿		令和 年 月 日	
受 贈 者	ふ り が な 氏 名		
	住 所 又 は 居 所		
	個 人 番 号		
	生 年 月 日 (年 齢)	平・令	.
受 贈 者 の 代 理 人	ふ り が な 氏 名		
	住 所 又 は 居 所		
下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税拠出額が減少し、又は当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。			
取扱金融機関の 営業所等	名 称		法人番号
	所 在 地		
既に提出した教育 資金非課税申告書 又は追加教育資金 非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署
非課税拠出額減価 額に関する事項	非課税拠出額減価額	取消年月日	
非課税拠出額が減少 し、又は遺留分侵害 額の請求がされるこ ととなった事情の詳 細及び事情の生じた 年月日 (摘要)	取扱金融機関の営業所等の 受理年月日 		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書若しくは追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）に係る教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の一部について、信託法第 11 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第 424 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと（以下この表において「取消し」という。）により当該教育資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金若しくは有価証券の価額が減少することとなつた場合又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (3) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の教育資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し又は上記 1 の遺留分侵害額の請求（以下この表において「取消し等」という。）の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額減価額に関する事項」の欄の
 - (イ) 「非課税拋出額減価額」の項には、上記(3)の非課税拋出額のうち取消し等が行われた額を記載すること。
 - (ロ) 「取消年月日」の項には、上記(4)(イ)の取消し等が行われた年月日を記載すること。
 - (5) 「非課税拋出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる基因となつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。

別表第十一(四) [教育資金非課税廃止申告書]

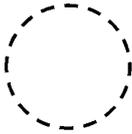
教育資金非課税廃止申告書

税務署長殿

令和 年 月 日

受贈者	ふりがな 氏名	-----	
	住所又は居所		
	個人番号		
	生年月日(年齢)	平・令	.
受贈者の代理人	ふりがな 氏名	-----	
	住所又は居所		

下記の事情により、既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税拠出額がなくなり、又は当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の 営業所等	名 称		法人番号	
	所 在 地			
既に提出した教育 資金非課税申告書 又は追加教育資金 非課税申告書	非課税拠出額		贈与者の氏名	提出先の税務署
				税務署
				税務署
非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日				
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日	
				

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）に係る教育資金管理契約の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額がないこととなつた場合又は当該教育資金管理契約に基づく信託若しくは当該教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (3) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記 1 の教育資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載すること。
 - (4) 「非課税拠出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の教育資金管理契約の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であったこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたこと又は当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。

別表第十一(五) [教育資金管理契約に関する異動申告書]

教育資金管理契約に関する異動申告書

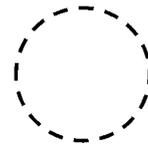
税務署長殿

令和 年 月 日

受贈者	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
	個人番号	
	生年月日(年齢)	平・令 . . . (歳)
受贈者の代理人	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異動事項	異動前		異動後	
氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別				
氏名 住所 居所 個人番号 取扱金融機関の営業所等				
取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日	



(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、教育資金非課税申告書（教育資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この表において同じ。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出すること。
 - (1) 教育資金非課税申告書に記載した氏名、住所若しくは居所又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(2(1)(ロ)及び(3)において「個人番号」という。)の変更をした場合
 - (2) 教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下この表において「移管前の営業所等」という。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等（2(3)において「移管先の営業所等」という。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「受贈者の代理人」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は1(2)の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。

なお、1(1)の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。
 - (2) 「異動事項」の「氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別」の項は、「氏名」、「住所」、「居所」、「個人番号」又は「取扱金融機関の営業所等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (3) 「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載すること。
 - (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

別表第十一(六) [教育資金管理契約の終了に関する調書]

教育資金管理契約の終了に関する調書

受 贈 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所 又 は 居 所				
	個 人 番 号				
	生 年 月 日	平・令			
贈 与 者	氏 名				
教育資金管理契約に関する事項	提出事由の生じた日	提出事由	契約締結日		
	非課税拋出額 (①)	教育資金 支出額 (②)	管理残額の 合計額 (③)	残 額 (①-②-③)	左のうち一般 贈与財産とみ なされる金額
		(内)			
管理残額に関する事項	死亡した贈与者の氏名	死亡年月日		管理残額	
当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書	申告書の種別	提出先の税務署名		提出年月日	
		税務署			
		税務署			
		税務署			
取扱金融機関の 営業所等	所 在 地				
	名 称		法人番号		
(摘要)					

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この調書は、法第 70 条の 2 の 2 第 19 項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の
 - イ 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この調書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「氏名」の項には、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に記載された贈与者の氏名を記載すること。
 - (3) 「教育資金管理契約に関する事項」の欄の
 - イ 「提出事由の生じた日」の項には、当該教育資金管理契約の終了に関する調書に係る教育資金管理契約が終了した日（受贈者が死亡したことにより終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該受贈者が死亡したことを知った日）を記載すること。
 - ロ 「提出事由」の項には、当該教育資金管理契約に係る法第 70 条の 2 の 2 第 16 項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。
 - ハ 「非課税拠出額」及び「教育資金支出額」の項には、それぞれ当該教育資金管理契約に係る法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号に規定する非課税拠出額及び同項第 5 号に規定する教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、500 万円を限度とする。）を記載するとともに、同項第 1 号ロに規定する学校等以外の者へ支払われた金銭がある場合には、「教育資金支出額」の項の内書きにその額（500 万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第 16 項第 4 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 2 号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同項第 1 号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者に係る管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第 16 項第 4 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - ホ 「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項には、「残額」の項に記載した金額のうち一般贈与財産とみなされる金額（法第 70 条の 2 の 2 第 17 項第 2 号の規定により法第 70 条の 2 の 5 第 3 項に規定する一般贈与財産とみなされる金額をいう。（6）及び(8)において同じ。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第 70 条の 2 の 2 第 16 項第 4 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - (4) 「管理残額に関する事項」の欄の「死亡した贈与者の氏名」、「死亡年月日」及び「管理残額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき法第 70 条の 2 の 2 第 12 項第 2 号の規定の適用があつたときは、当該死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び当該贈与者に係る管理残額をそれぞれ記載すること。
 - (5) 「当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書」の欄の「申告書の種別」の項には、当該教育資金管理契約に関して提出した法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号に規定する教育資金非課税申告書、同条第 4 項に規定する追加教育資金非課税申告書、施行令第 40 条の 4 の 3 第 28 項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第 35 項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書の別を記載すること。
 - (6) 贈与者が 2 人以上いる場合には、それぞれの贈与者の氏名、非課税拠出額並びに施行令第 40 条の 4 の 3 第 26 項第 3 号の規定により算出した金額及び当該金額のうち一般贈与財産とみなされる金額を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第 70 条の 2 の 2 第 16 項第 4 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、これらの金額の記載を要しない。
 - (7) 上記(4)の贈与者が 3 人以上いる場合には、それぞれの上記(4)の贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。
 - (8) 受贈者が法第 70 条の 2 の 2 第 13 項本文に規定する 23 歳未満である場合等に該当する場合において、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出の時にあってまだ同条第 15 項第 1 号に規定する確

認書類等の提出又は提供がないときは、次に定めるところによる。

- イ 確認書類等の提出又は提供がない贈与者が1人の場合には、当該贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額並びに当該管理残額を法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなして計算した同条第17項に規定する残額（贈与者が2人以上いる場合には、それぞれの贈与者の施行令第40条の4の3第26項第3号の規定により算出した金額）及び当該残額のうち一般贈与財産とみなされる金額（イ及びロにおいて「残額等」という。）を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第70条の2の2第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、残額等の記載を要しない。
 - ロ 確認書類等の提出又は提供がない贈与者が2人の場合には、これらの贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額並びに先に死亡した贈与者に係る管理残額を法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなす場合とみなさない場合との区分に応じ、次に死亡した贈与者に係る管理残額を同号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなす場合とみなさない場合とに区分して計算した残額等を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、残額等の記載を要しない。
 - ハ 確認書類等の提出又は提供がない贈与者が3人以上いる場合には、これらの贈与者の氏名及び死亡年月日を「(摘要)」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。